

周南市保育所等保育料表（令和6年9月以降）

保育料について

- 3～5歳児クラスの保育料は無償となります。
- 0～2歳児クラスの保育料は、次の表のとおりです。
- **令和6年9月より、第2子以降の保育料は無償化されます。**
（※第2子以降とは：保護者と生計を一にする子どものうち、最年長者から順に数えて2人目以降の子ども）

【保育料表（0～2歳児）】

（単位：円、1人あたり保育料・月額）

階層区分	周南市階層区分 市民税所得割額	第1子		第2子以降
		標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0
B 0	均等割非課税世帯（母子世帯等）	0	0	
B 1	均等割非課税世帯	0	0	
C 0	48,600円未満（母子世帯等）	8,500	8,350	
C 0 1	48,600円未満	18,000	17,600	
D 1	1	48,600円以上57,700円未満	24,000	
		48,600円以上57,700円未満 （母子世帯等）	9,000	
	2	57,000円以上72,800円未満	24,000	
		57,000円以上72,800円未満 （母子世帯等）	9,000	
D 2	1	72,800円以上77,101円未満	30,000	
		72,800円以上77,101円未満 （母子世帯等）	9,000	
	2	77,101円以上97,000円未満	30,000	
D 3	97,000円以上133,000円未満		38,000	
D 4	133,000円以上169,000円未満		44,500	
D 5	169,000円以上301,000円未満		58,000	
D 6	301,000円以上397,000円未満		74,000	
D 7	397,000円以上		80,000	

《注意事項》

- 年齢は、保育所等利用開始日の属する年度の4月1日をもって認定します。
- 「母子世帯等」とは母子・父子世帯、在宅障害者（児）のいる世帯をいいます。
- 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとします。
- 保育料や副食費は、保育所に入所している児童の保護者の市民税額によって決定されます。
- 4月～8月までの階層決定は「前年度市民税額」、9月～3月までは「当年度市民税額」に基づいて算定を行います。

保育料・副食費は保育所等を運営するためにかかる給食費・保育士等の人件費・光熱費などの経費のうち一部を保護者の方に納めていただいております。重要な財源であることを十分ご理解いただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。